

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第8号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(担保及び保証人)</p> <p>第8条 知事は、申請人に対して、担保を提供させ、かつ、保証人を立てさせるものとする。ただし、申請人が機構である場合は、この限りでない。</p> | <p>(担保及び保証人)</p> <p>第8条 知事は、申請人に対して、担保を提供させ、かつ、次の各号に定めるところによる保証人を立てさせるものとする。ただし、申請人が機構である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>申請人が第2条第1項第4号から第13号までに規定する者（以下「組合」という。）であるときは、その組合の全役員</u></p> <p>(2) <u>申請人が組合以外の者であつて、組合の組合員であるときは、当該組合員の属する組合及び県内に居住し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力がある</u> <u>と認められる者2人以上</u></p> <p>(3) <u>申請人が前2号に掲げる者以外の者であるときは、県内に居住し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者3人以上</u></p> |
| <p>2 前項の規定による保証人は、貸付けを受け、その責務を有し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>申請人が第2条第1項第4号から第13号までに規定する者（以下「組合」という。）である場合</u> <u>当該組合の役員、当該組合の組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）である法人若しくは個人又は当該法人の役員</u></p> <p>(2) <u>申請人が組合の組合員等である場合</u> <u>当該組合員等である法人の役員又は当該組合員等である個人の事業経営の関係者</u></p> | |
| <p>3 前2項の規定にかかわらず、知事が認めるときは、担保を提供させず、又は保</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、知事が認めるときは、担保を提供させず、又は保</p> |

保証人を立てさせず、若しくは前項に規定する者以外の者を保証人に立てさせることができる。

- 4 (略)
5 (略)
6 (略)

別表第1 (第3条、第10条関係)

| 番号 | 貸付金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 利率(年利) | 償還期間(据置期間を含む。) | 据置期間 | 貸付金の額 |
|-----|--------|--|--------|--------|----------------|------|-------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 3 | (略) | 施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、合併会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第2号ハに規定する合併後存続する会社又は | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

証人を立てさせず、若しくは同項各号に規定する者以外の者を保証人に立てさせることができる。

- 3 (略)
4 (略)
5 (略)

別表第1 (第3条、第10条関係)

| 番号 | 貸付金の種類 | 貸付対象者 | 貸付対象施設 | 利率(年利) | 償還期間(据置期間を含む。) | 据置期間 | 貸付金の額 |
|-----|--------|--|--------|--------|----------------|------|-------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 3 | (略) | 施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等(組合員又は所屬員をいう。以下同じ。)である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第2号ハ | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | |
|--|--|
| <p>合併により設立した会社をいう。以下同じ。)</p> <p>又は出資会社(同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。)</p> | <p>に規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。)</p> <p>又は出資会社(同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。)</p> |
| <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。